

## 🌀 留学中の日本学生支援機構奨学金【国内貸与】の扱いについて 🌀

学生課奨学金担当

### 在学留学／休学留学 共通

- ★奨学金手続きにおける「留学」とは、大学のプログラム等を通じて行われる留学（派遣留学等および認定校留学）を指します。
- ★日本学生支援機構奨学金（国内貸与）は、留学中に利用できる「海外留学支援制度（協定派遣）」または「トビタテ！留学 JAPAN」の給付奨学金と、併給（同時に受給）できます。
- ★日本学生支援機構奨学金（国内給付）については取り扱いが異なるので、留学主幹部局から配布される『留学中の日本学生支援機構奨学金【国内給付】の扱いについて』を参照してください。

### 1. 日本学生支援機構奨学金（国内貸与）の手続き

- ①貸与奨学金受給者（第一種・第二種・併用） → 留学中に奨学金の受給を継続するか休止するかを選択できます。
- ②給付奨学金受給者 → 貸与奨学金とは手続きが異なるので、留学主幹部局から配布される『留学中の日本学生支援機構奨学金【国内給付】の扱いについて』を参照してください。

#### 【注意】

- \* 併用貸与の場合、原則一括で「休止」または「継続」となります（片方のみ休止・継続はできません）。
- \* 留学時のみ受給できる海外貸与奨学金はありません（2023 年度をもって海外貸与奨学金の募集は終了しました）。  
留学中に貸与奨学金の支援が必要な場合、あらかじめ国内貸与奨学金に出願してください。  
〔国内貸与奨学金募集スケジュール（参考）〕  
定期採用（4 月出願、7 月初回振込）、二次採用（9 月出願、12 月初回振込）

### 2. 国内貸与奨学金受給者の各手続について

2024 年秋出発の方：2024 年 5 月下旬／2025 年春出発の方：2024 年 12 月初旬に、学生課から本人に手続きを通知しますので、指示に従って手続きしてください。

また、留学中も継続して奨学金を受給する方は、「留学時特別増額貸与」（10 万～50 万）を受けられる場合があります。詳細は裏面の参考 1 を確認してください。

## 参考 1

### 留学時特別増額貸与奨学金について

**出願資格** 海外の大学等への短期留学(3ヶ月～1年間以内。ただし、大学が認めた場合は2年以内)予定者  
(外国人留学生を除く)

①日本学生支援機構の貸与奨学金利用者

②立教大学の定める派遣留学制度または認定校留学制度により留学する予定の学生

※ここでいう派遣留学とは、1. 大学間協定に基づく「派遣留学制度」、2. ケント州立大学留学プログラム、  
3. セントクラウド州立大学留学プログラム、4. ニューファンドランドメモリアル大学留学プログラム、  
5. 学部間協定等に基づく海外研修・留学プログラムが対象

※派遣留学制度は、在学留学と休学留学が対象、認定校留学制度は、在学留学のみが対象。

③留学時も奨学金の受給を休止せず、貸与を利用し続ける学生

④日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生

※下記の書類の提出が必要

ア、「留学時特別増額貸与奨学金申込書」 イ、留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)

ウ、「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

エ、「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

**貸与金額** 留学時特別増額貸与(10万、20万、30万、40万、50万を貸与)

**出願時期** 留学開始月の2か月前までに立教大学学生課 日本学生支援機構奨学金担当にご相談ください。

●出願書類は各キャンパス奨学金窓口で配付します

## 参考 2

### 貸与期間の延長について(国内第二種奨学金のみ)

立教大学を通じて留学または認定校留学をしたことにより、卒業前に奨学金が満期となった方、または、卒業延期となった方については、国内第二種奨学金の貸与期間を最長1年間延長できる場合があります。詳しくは、貸与終了月の3か月前までに(留学中に満期となる場合は、留学出発前に)奨学金窓口にご相談ください。

立教大学学生課 日本学生支援機構奨学金担当

(池袋) TEL 03-3985-4461 (月～金 9:00～17:00)

(新座) TEL 048-471-7125 (火・木 9:00～17:00)